

## 第6回小委員会の主なご意見と対応案

## 1. 対象品目についてのご意見

	ご意見	対応案
1	(中杉委員) 「廃工業製品については、対象にすることは考えていない」ということだが、これは、あくまで本委員会では対象にしないということか。あるいは、今後も対象とする予定はないということか。	小型電気電子機器から貴金属やベースメタルが回収されていない状況を改善する制度を前提としており、現時点では対象とすることは考えていない。今後、製品横断的な使用済み製品中の有用金属の再生利用について考える際には検討の対象になる可能性はある。
2	(下井委員) 産業廃棄物も対象ということだが、産業廃棄物は排出事業者が処理する、という廃棄物処理法の大原則との整合性をどのように考えているのか。	排出事業者責任は廃棄物処理法の大原則であり、ご指摘を踏まえ、産業廃棄物の扱いをどうすべきか、今後議論していただきたい。

## 2. 自治体についてのご意見

	ご意見	対応案
3	(佐々木委員) 回収率20～30%を目指すのであれば、国の広報だけでは足りず、自治体の普及啓発活動も必要になる。したがって、自治体の役割は大きく、回収だけには留まらない。多くの自治体に参加できるような制度にしていただきたい。そのためには費用負担の見直しや、補助金の具体化が必要である。	平成24年度予算で社会実証事業として予算確保を目指しているところであり、このような実証事業を通じて、市町村の回収体制整備や住民への周知・普及啓発を同時に実施し、イニシャルコストを補填できればと考えている。これにより、新制度が本格施行するまでに回収率20～30%を確保するようにしたいと考えている。
4	(佐々木委員) 一次集積所をかなり多く用意しなければならない自治体も出てくると考えており、そのような自治体にとっては、負担がかなり大きくなるものと思われる。どこまでを自治体の負担とするのか、様々なやり方を柔軟に検討すべきと考える。	収集運搬費を考えると、廃棄物処理コスト削減分を考慮しても自治体での貨幣換算できる便益はマイナスであるが、再資源化率向上など、貨幣換算できない効果もある。自治体の負担は一律ではなく、工夫によっては増加コストを抑えることも可能と考えている。自治体の参加及び積極的な自治体の関与による回収率の向上が、この制度の鍵となるため、ぜひ積極的に参加してもらいたいと考えている。
5	(上野委員) 自治体のみがマイナスとなっている便益帰着構成表を見て、手を挙げる自治体は少ないのではないかと。自治体が負担するということは、結局市民が負担するということである。つまり、廃棄する人もしない人も負担することになり、公平性の観点からやや問題があると考えている。	
6	(岡嶋委員) 自治体が赤字になってしまうことには違和感がある。本来、電気電子機器の回収は自治体が行うものであり、プラスマイナスゼロと考えるべきである。よって費用負担があるから参加しづらい制度と考えることは適当ではない。	
7	(新熊委員) 自治体が収集したものを原則無料で引き渡すことになっているが、その根拠を明記すべきと考える。自治体側からすれば、マイナスになることはないという保険ともいえるが、自治体が努力した分が指定再資源化機関の利益になっているようにも見える。価格をゼロに固定することについては、きちんと議論する必要がある。	回収率30%が実現し指定再資源化機関に十分な黒字が発生するのであれば、自治体に赤字を補填すべきと考えている。引き渡しの条件については、次回小委員会で議論する予定。
8	(下井委員) 事業者が途中で契約を打ち切った場合、自治体が収集したものはどうするのか。仕組みが失敗したときのリスクは、自治体が抱えることになるのか。	事前に事業遂行を確保するだけの資産保有の有無を確認したり、契約違反に基づく違約金支払い等のペナルティを科す等が考えられる。次回小委員会で議論する予定。
9	(白鳥委員) 回収率が5%程度だった場合、大幅な赤字となってしまうが、その場合に契約をしている機関が撤退すると言ってきたとき、どうするのか。	

### 3. 小売店についてのご意見

	ご意見	対応案
10	(北原委員) 家電リサイクル法の運用については、地域小売店として、不用品回収業者に無償で持って行かれたり、消費者に苦情を言われたり、苦労している点も多い。新しい制度ができ、小型家電を無償で回収するとすると、現行の家電リサイクル法との関係について消費者に誤解を与える可能性があるのでは、注意すべきである。	消費者に十分な理解が得られるよう普及啓発・周知をしていきたい。
11	(岡嶋委員) 自治体からの回収ルートがメインになっているが、協力的な小売店を表彰する制度など、小売店に協力を促すような仕組みも検討すべきである。	小売店の役割については、資料3を基に、本日ご議論いただきたい。

### 4. メーカーについてのご意見

	ご意見	対応案
12	(崎田委員) メーカーには特段のメリットがないので明確な役割分担がないというのは残念である。メーカーが再資源化された材料を使用するケースも考えられるので、よりメーカーが関与するような仕組みにすべきと考える。皆で連携して取り組んでいることを強調できるような制度にしていきたい。	ご指摘を踏まえ、参考資料の通り便益帰着構成表を修正した。
13	(大塚委員) メーカーの費用と便益がプラスマイナスゼロというのは理解できない。少なくとも国内のメーカー工場には再生資源の調達というメリットがあるのではないかと。再検討していただきたい。	

### 5. 適切なリサイクルについてのご意見

	ご意見	対応案
14	(中島委員) 便益帰着構成表に入っている数字については、現在自主的に計画をたてて取り組んでいる自治体の実態との整合性を確認する必要がある。また、高度なリサイクルをどのように評価するかという点が問題であるので、もう少し詳しいシミュレーションを行う必要がある。	適切なリサイクルが何かという点については、次回小委員会でご議論する予定。
15	(白鳥委員) 「適切なリサイクル」の定義を明確にする必要がある。リサイクルに力を入れるとコストがかかってしまうので、便益帰着構成表上の原資部分が減ることになってしまう。また、業者によって処理コストは大きく異なることにも注意する必要がある。	
16	(海野説明員) 資料2 p.24には「有用金属が含有されている・・・基板等のリサイクルを検討する必要がある」とある。PCは資源有効利用促進法をクリアするために、結果的に手解体等を行うことで逆有償で処理をお願いするような状態であり、小型電気電子機器についても同様のものを想定しているように読める。しかし、資料3 p.12では、手解体で電池を取り出した後にはシュレッダーにかけるように書かれており、整合が取れていないのではないかと。	

## 6. 新制度についてのご意見

	ご意見	対応案
17	(中島委員) 自主計画ルートの認定については、中間処理業者と製錬業者をパッケージで認定するのか。透明性という観点からは、パッケージで認可する方が適当と考える。	指定再資源化機関や自主計画の詳細については、次回小委員会で議論する予定。
18	(大塚委員) 指定再資源化機関ルートはそれなりにうまくいくと思われるが、自主計画ルートについては、どこが統括することになるのかよくわからない。	
19	(下井委員) 指定再資源化機関ルートは法人ごと、自主計画ルートは計画ごとの認定でよいのか。また、契約と認定のどちらが先になるのか。	
20	(下井委員) 指定再資源化機関ルートでは委託先も廃棄物処理法の特例となるが、自主計画ルートではそうなってはいない。この違いはなぜなのか。	
21	(矢橋委員) 新たな制度によって、現状、モバイルリサイクルネットワークと契約している業者に過度な負担(追加の認定、契約の見直し等)を与えないように注意すべきである。民間の努力を圧迫しないようにしていただきたい。	新制度は促進型であり、既存の健全なスキームを圧迫するのではなく、一緒に協力しながら取り組める制度と考えている。制度の主旨に賛同していただけるのであれば、参加していただきたい。
22	(中杉委員) 指定再資源化機関ルートと自主回収ルートの両方のルートが揃う必要はないが、いずれかのルートで手を挙げる事業者が本当にいるのかやや疑問である。手を挙げる事業者がないことが予想されるのであれば、その理由を整理すべきである。	新制度案は便益帰着構成表に示すとおり、経済性も含めて考慮した制度案であり、資源確保・循環型社会形成の主旨に賛同いただける方に参加していただくと考えている。

## 7. データについてのご意見

	ご意見	対応案
23	(大藪委員) 使用済み小型電気電子機器の量が65.2万トンとなっているが、この数字は小委員会の度が変わっている。総量の数字は制度設計の基本であり、非常に重要であるので、オーソライズされたものを提示していただきたい。	データについては引き続き精査してまいりたい。なお、大規模都市にて9月に行った組成調査の結果は以下の通りであり、今後郡部でも組成調査を行う予定。
24	(矢橋委員) 携帯電話の排出量については、現状の数値には若干違和感がある(現在出荷されている台数よりも過大に設定されている点に違和感がある)。「排出されるべき数量」で事業性を検討することはやや危険と感じている。	◎A市組成調査結果 <不燃ごみ> ・小型電気電子機器重量(A): 231.04kg ・調査対象不燃ごみ重量(B): 1561.3kg ・小型電気電子機器の占める割合(A/B): 14.80%  <粗大ごみ> ・小型電気電子機器重量(C): 429.99kg ・調査対象不燃ごみ重量(D): 12760kg ・小型電気電子機器の占める割合(C/D): 3.37%
25	(白鳥委員) 携帯電話やデジタルカメラ等は、現状の想定数が本当に排出されるのかを検証する必要がある。	◎拡大推計 <不燃ごみ> ・平成22年度のA市の不燃ごみ重量: 6,325,610kg ・平成22年度の小型電気電子機器重量(推計): 6,325,610kg × 14.80% = 936,059kg <粗大ごみ> ・平成22年度のA市の粗大ごみ重量: 4,585,390kg ・平成22年度の小型電気電子機器重量(推計): 4,585,390kg × 3.37% = 154,519kg <合計(不燃ごみ+粗大ごみ)> ・平成22年度の小型電気電子機器重量(推計): 1,091 トン ・平成22年度の小型電気電子機器一人当たり重量(推計): 2.57kg/人

8. 廃棄物処理法との関係についてのご意見

	ご意見	対応案
26	(加藤委員) 廃棄物か有価物かについて、全体として有価であれば、中の一部に廃棄物が含まれていても問題ないということか。法律の解釈を確認したい。	廃棄物と有価物の混合物については、廃棄物該当性の判断について、個々の構成物が密接に混合しており不可分の場合には総体として廃棄物該当性を判断するが、そうでない場合には、原則として個別の物ごとに判断される。
27	(白鳥委員) 使用済み小型電気電子機器が引き取られた後は、指定再資源化機関の財産になるという説明があったが、それは廃棄物処理法の特例措置によって有価になるということか。	集めた物が有価物か廃棄物かという点については、次回以降整理する予定。
28	(森本委員) 今後の論点に、廃棄物処理法の規制緩和に関する記述がないが、廃棄物処理法の規制にはかからないということか。あるいは、本委員会ではなく別の場で議論するということがか。	
29	(細田委員長) 全国一律に一つの考え方ではなく、それぞれの特性に応じた対応ができるよう、可能な限り柔軟な制度を考える必要がある。グッズとパズルの取り扱いについても同様に柔軟な考え方が必要である。	
30	(加藤委員) 有価物とそうでないものをブレンドして結果的に有価物とすることには問題がありそうであるが、なるべく有価で回るような仕組み作りを検討頂きたい。	
31	(大塚委員) 有価物として扱う仕組みだけでなく、廃棄物として扱う仕組みづくりも検討して頂きたい。例えば、自動車リサイクル法のように廃棄物みなしとする制度もある。	

9. 不用品回収業者・海外流出対策についてのご意見

	ご意見	対応案
32	(大藪委員) 関係者が努力しても、違法業者に流れてしまっただけではないので、この点には特に力を入れるべきである。また、10月から開始するパーゼル法の適切な施行・運用等の検討会の結果については本小委員会でもシェアしていただきたい。このような観点からも資料2 p.26の国の役割分担に、「違法業者の取締り」を追加すべきと考える。	海外流出対策については、資料4に基づき本日ご議論いただきたい。議論の結果を踏まえ、資料を修正する。
33	(海野説明員) PCを対象品目に含めるにしろ含めないにしろ、消費者、自治体の混乱を招くことが懸念される。また、これに伴い違法業者が増えることも予想されるので注意すべきである。	新たに小型電気電子機器を回収することに伴う普及啓発・周知活動を行うことは重要と考えているほか、適切なりサイクルを推進するうえでも、不用品回収業者・海外流出対策が必要と考える。資料4に基づき本日ご議論いただきたい。

10. その他のご意見

	ご意見	対応案
34	(中杉委員) 有害物質として鉛について書かれているが、現在有害でないとされているものが今後有害とされることも考えられる。この場合、リサイクルをすることで、そういったリスクを減らすという考え方もあるのではないか。	ご指摘を踏まえ修正する。
35	(下井委員) p.22の下部の「小型電気電子機器の…性格のものである」という記述があるが、「すなわち促進型にすべき」という流れの方がよいのではないか。また、促進型以外のパターンの長所、短所についても整理しておくべきと考える。	ご指摘を踏まえ修正する。
36	(海野説明員) 既存のリサイクル制度の成果があるため、新しい制度の効果については、既存制度の成果との差分で示すべきと考える。	今後資源有効利用促進法との関係を整理する際には、ご指摘の観点も踏まえ検討することとしたい。
37	(崎田委員) 個人的な感触では、この制度に関心を持っている自治体は非常に多く、きちんとした仕組みができれば、うまく機能すると考える。ただし、リサイクルばかりでなく、同時にリユースも促進されるような仕組みにすべきである。	Reduce、Reuse、Recycleの3Rを尊重した制度設計を行うべきと考える。ただし、偽装リユース等の違法な行為へは対処すべきと考える。
38	(海野説明員) 引抜きがあるのであれば、個人情報の保護という観点が非常に重要となる。厳重に管理するような仕組みを検討すべきである。	資料4にある通り、持ち去りを禁止し、取り締まりを行っていきたい。また、ボックス回収であれば、持ち去りができないような構造での設置若しくは人目のつく所への設置が必要と考える。
39	(白鳥委員) 制度としての事業性だけでなく、有害物質管理の視点も重要であるので、市民に習慣として根付いていくような形で進めていくべきである。	本事業は経済性を保ちながら、環境的視点を確保した事業であり、まさに資源確保と循環型社会形成が一体化したものとして進められるべきと考える。